MINATO
ビジョンマーク

個別計画

港区地域強靭化計画（素案）

Minato City Regional Resilience Plan (Draft)

令和９（2027）年度～令和 12（2030）年度

令和８（2026）年 10 月

港　　区

港区地域強靭化計画の策定に当たって

あいさつ文

令和●年●月
港区長

目　次

I. 本計画の概要 5
1　計画策定の背景 5
2　港区地域強靭化計画の位置付け 5
3　計画期間及び計画の推進 7
4　基本目標と事前に備えるべき目標の設定について 8
5　目標の実現に向けて 9
II. 港区の被害想定 10
1　地震による被害 10
2　風水害による被害 11
3　複合的・連鎖的な被害 12
III. リスクシナリオの設定と脆弱性評価 13
1　リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 13
2　脆弱性の評価 15
IV. 強靭化に向けた取組 22
1　リスクシナリオごとの取組 22
2　施策分野との関係 49
3　【参考】国の補助事業等との関係について 50
参考資料 52
1　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 52
2　関連計画等一覧 59
分野計画 59
個別計画 60
3　ＳＤＧｓと強靭化に向けた取組の関係 62

Ⅰ．本計画の概要

１　計画策定の背景

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25（2013）年に、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定しました。基本法第13条では、地方公共団体が国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができるとされています。

区では、区民の生命と財産を守り、安全・安心で強靱な都市を形成するため、自然災害等が発生した際のリスクを明らかにし、最悪の事態に陥らないために平時から取り組むべき施策を体系化した「港区地域強靱化計画」を令和３（2021）年３月に策定し、住宅・建築物の耐震化、道路・橋りょう等の整備、津波・浸水対策、避難所環境や備蓄の充実など、幅広い分野における取組を進めてきました。本計画においても、防災分野にとどまらず、まちづくり、保健医療、環境、産業、行政運営等に関わる幅広い施策を対象とします。

現行計画の策定後、国は令和５（2023）年７月に国土強靱化基本計画を改定し、令和７（2025）年６月には第１次国土強靱化実施中期計画を策定しました。また、東京都においても、国の基本計画や近年の災害等を踏まえ、地域計画の改定に向けた検討が進められています。

さらに、近年の災害から得られた課題・教訓、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化、デジタル技術の進展など、国土強靱化を取り巻く状況は変化しています。令和８（2026）年９月の台風第25号では、記録的な長雨により麻布地区でがけ崩落が発生するなど、浸水対策、がけ・擁壁の安全対策及び災害対応体制の強化が改めて課題となりました。

また、港区においても、高層住宅やマンション、官公庁、企業本社、交通結節点、外交施設等が集積し、昼間人口や来街者が多いといった地域特性を踏まえ、停電、断水及びエレベーターの停止等が長期化した場合における在宅避難生活の継続、避難生活環境の確保、帰宅困難者への対応等を強化する必要があります。

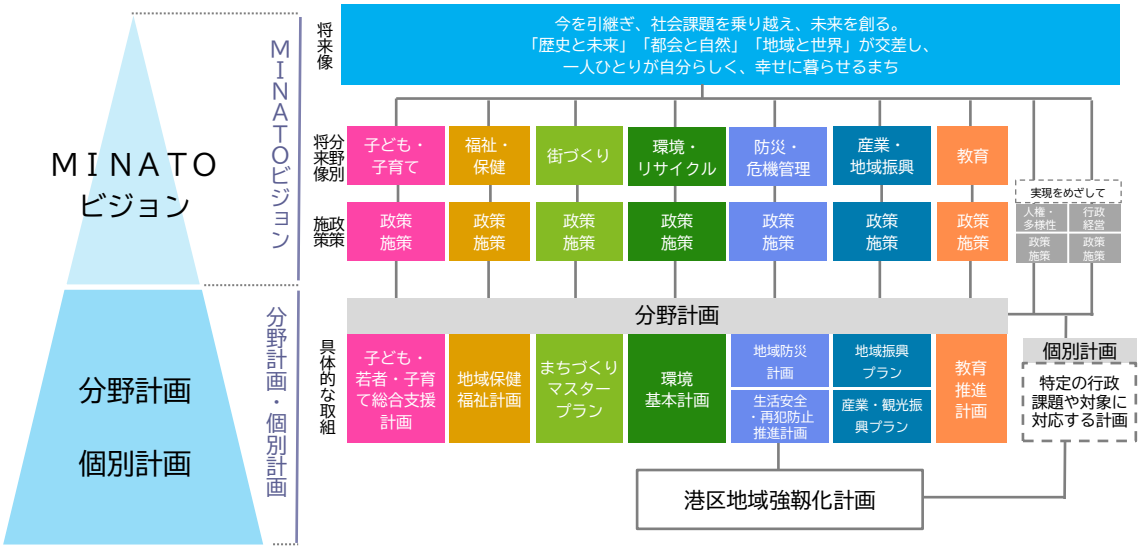
２　港区地域強靱化計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、港区における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。また、各分野の施策を国土強靱化の観点から横断的に整理する「横断的指針」として位置付けます。

本計画は、2040年代を見据えた区政の大きな方向性を示す「ＭＩＮＡＴＯビジョン」と整合を図り、街づくり、防災・危機管理、福祉・保健、環境・リサイクル、産業・地域振興等の各分野における施策や取組と連携しながら、大規模自然災害等による被害の軽減と迅速な復旧・復興に向けた取組を総合的に推進する個別計画です。

ＭＩＮＡＴＯビジョンに示す将来像、政策・施策と本計画との関係は、次のとおりです。

【ＭＩＮＡＴＯビジョンと地域強靭化計画との関係】



また、港区地域防災計画は、ＭＩＮＡＴＯビジョンの防災・危機管理分野計画として、災害予防、応急対策及び復旧・復興等に関する取組を総合的に定めています。

【ＭＩＮＡＴＯビジョンと地域防災計画、地域強靭化計画の全体構成】

ＭＩＮＡＴＯビジョン

2040 年代を見据えた区政の
大きな方向性を示す総合計画

港区の将来像

今を引継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。
「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が
交差し、一人ひとりが自分らしく、
幸せに暮らせるまち

防災・危機管理分野の将来像

今と未来を守るために備える。
住民同士が支え合う防災・危機管理モデルシティ

政策

【分野別政策】〈防災・危機管理分野〉
「備え」と「支え合い」による安全・安心を実現する

施策

施策１　備えを日常に定着させる
施策２　支え合いの力を広げる
施策３　災害や危機に対応できる体制を整える
施策４　「守り、守られる」犯罪に強いまちをつくる
施策５　安全を支える基盤を強化する

分野計画（地域防災計画）

災害時における区及び防災関係機関の事務や業務を包括する総合的な計画

これらの計画では、
ＭＩＮＡＴＯビジョンで示している「港区の将来像」や「防災・危機管理分野の将来像」「政策」を基に策定した「施策」「取組」を掲載しています。

将来像や政策、施策、取組は連動し、将来像の実現に向けて、防災・危機管理分野の取組を着実に実行していきます。

計画の目標

【震災編】
柱１　家庭や地域における防災・減災対策の推進
柱２　区民の生命、身体、財産と港区の都市機能を守る応急体制の強化
柱３　全ての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復
【風水害編】
発生が危惧されている大規模自然災害に的確に対応できる実効性の高いものとする

個別計画（地域強靭化計画）

大規模自然災害等による被害の軽減と迅速な復旧・復興に向け、平時から取り組むべき施策を横断的に整理する計画

基本目標

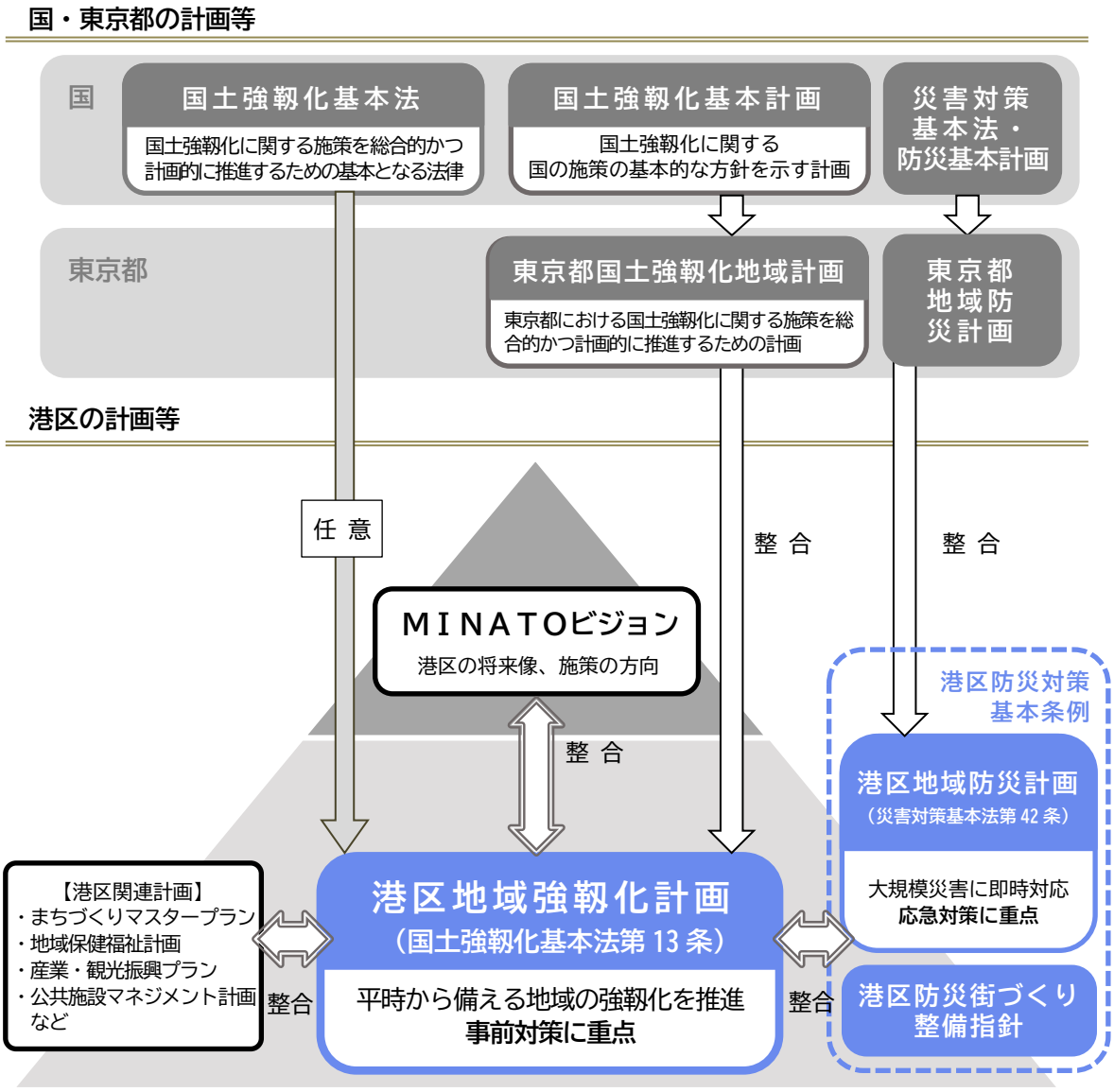
Ⅰ　区民の生命を最大限守ること
Ⅱ　地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
Ⅲ　区民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
Ⅳ　迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

事前に備えるべき目標

1　直接死を最大限防ぐ
2　救助・救急、医療活動等の確保と関連死の防止
3　必要不可欠な行政機能の確保
4　経済活動の機能維持
5　情報通信・ライフライン・交通ネットワーク等の確保と早期復旧
6　迅速かつ強靭な復興に向けた条件整備

本計画は、災害による被害をできる限り小さくし、迅速な復旧・復興を可能とするための平時からの備えに重点を置くものであり、港区地域防災計画と相互に連携しながら、地域の強靭化を推進します。

【「地域強靭化計画」とその他の計画等との関係】



3　計画期間及び計画の推進

本計画は、ＭＩＮＡＴＯビジョンとの整合を図り、令和９（2027）年度から令和 12（2030）年度までの４年間を計画期間とします。

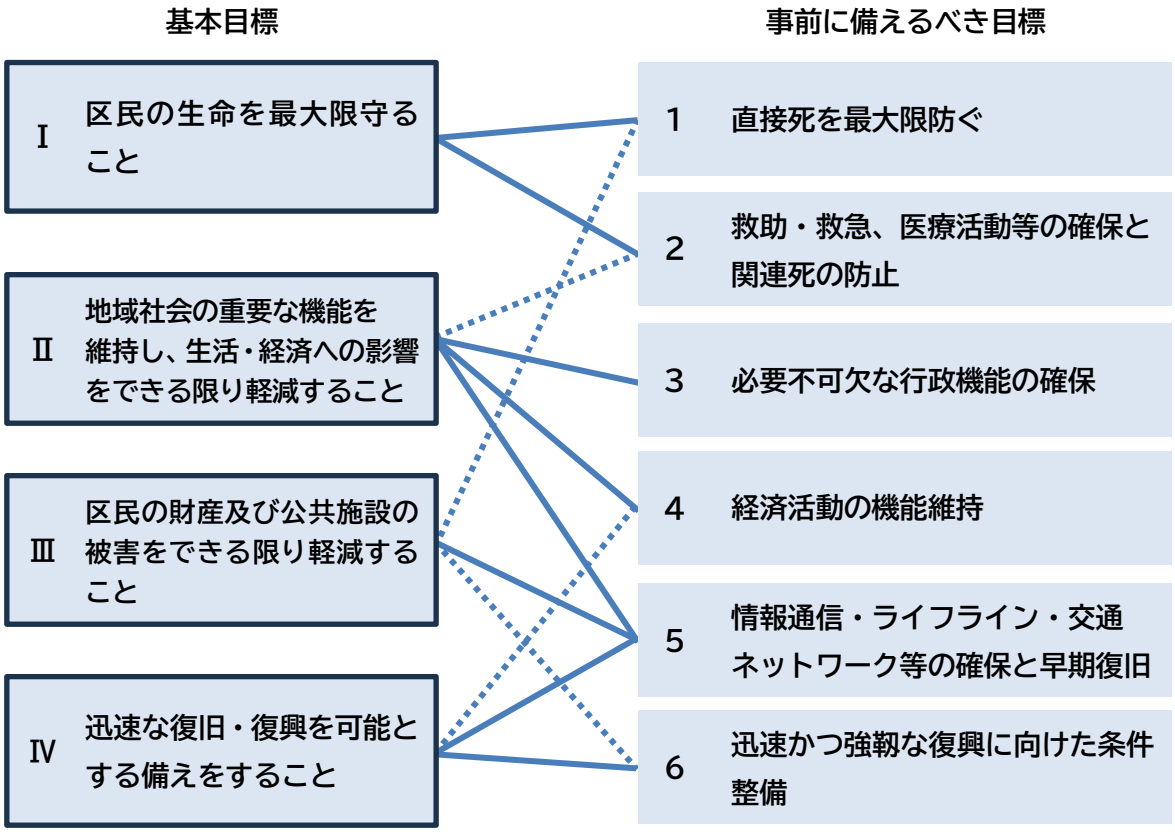
各取組に関連する部課及び事業等を整理するとともに、本計画に位置付ける各取組については、関係部課が各分野の計画や事業に基づき、取組を推進します。

防災課は、各取組に関連する事業の実施状況や新たな課題等を定期的に確認し、関係部課と連携しながら、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

４　基本目標と事前に備えるべき目標の設定について

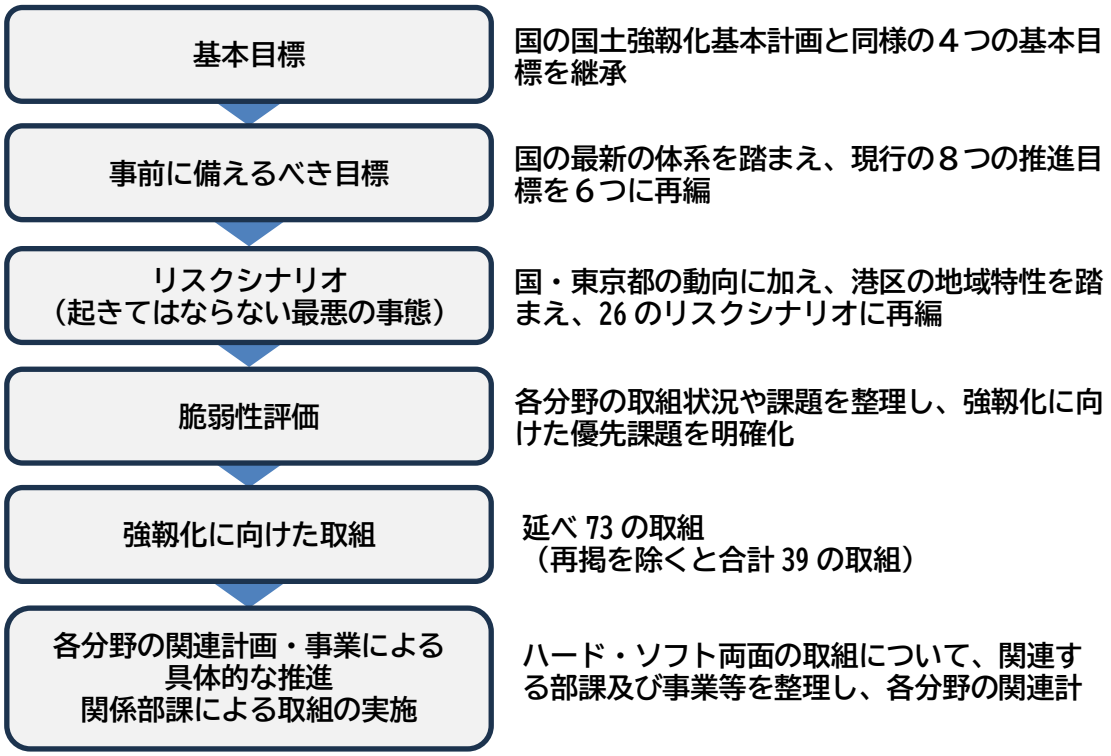
基本目標については、国の国土強靭化基本計画において基本的な考え方が継承されていることから、現行計画の４つの基本目標を継承します。

一方、基本目標を具体化する目標については、国の最新の国土強靭化基本計画を踏まえ、現行の８つの「推進目標」から、６つの「事前に備えるべき目標」へ再編します。



5　目標の実現に向けて

本計画では、基本目標と事前に備えるべき目標の実現に向け、以下の手順で地域の強靭化に向けた取組を整理します。



II. 港区の被害想定

本計画では、東京都が令和４（2022）年に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、港区に大きな被害を及ぼすことが想定される都心南部直下地震を中心に、区における被害の様相を整理します。

1　地震による被害

東京都は、東日本大震災を踏まえて平成 24（2012）年に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」から約 10 年が経過し、住宅の耐震化や不燃化などの防災対策の進展、人口構造や世帯構成の変化、全国で発生した大規模地震から得られた最新の知見等を踏まえ、令和４（2022）年５月に被害想定を見直しました。

新たな被害想定では、首都直下地震として都心南部直下地震、多摩東部直下地震等を想定するとともに、大正関東地震、南海トラフ巨大地震等を対象として、建物・人的被害、交通インフラ・ライフラインへの被害、避難者や帰宅困難者の発生などを想定しています。

(1) 揺れ・火災等による被害

東京都の被害想定では、首都中枢機能への影響や交通網、木造住宅密集地域における火災延焼等の観点から、都心南部直下地震（M7.3）が想定されています。また、首都直下で発生するプレート内地震は都内のどこでも発生する可能性があり、震源位置によっては、各区市町村で都心南部直下地震の被害想定を上回る被害が発生する可能性があることにも留意が必要です。

港区においても、都心南部直下地震が発生した場合、強い揺れによる建物の倒壊や、家具等の転倒・落下、屋外の落下物、火災等による人的・建物被害が想定されています。また、道路・鉄道等の交通インフラや、電力、通信、上下水道、ガス等のライフラインにも被害が生じることが想定されており、避難者や帰宅困難者の発生など、区民生活や都市機能に広範な影響が及ぶおそれがあります。東京都の被害想定では、これらの被害について区市町村別の想定結果が示されています。

(2) 津波による被害

東京都の被害想定では、大正関東地震や南海トラフ巨大地震等について津波による被害が想定されています。大正関東地震が発生した場合、港区では最大津波高 2.00m、最大津波高到達時間約 148 分、30cm の津波が最も早く到達する時間は約 44 分、最大浸水面積は 0.099km² と想定されています。

また、南海トラフ巨大地震についても複数のケースが想定されており、ケースによって港区の津波高や浸水範囲等は異なります。このため、津波による直接的な被害に加え、沿岸部や交通・都市機能等への影響にも留意する必要があります。

２　風水害による被害

近年、全国各地で台風や集中豪雨等による大規模な風水害が発生しています。港区においても、大雨による河川の氾濫や下水道等の排水能力を超えることによる浸水、台風等に伴う高潮、がけ崩れ等の土砂災害が発生するおそれがあります。令和８（2026）年９月の台風第25 号では、記録的な長雨により麻布地区でがけの崩落が発生しており、こうした風水害への備えを一層強化する必要があります。

区では、東京都が公表する浸水想定等を踏まえ、洪水（河川による外水氾濫）や雨水出水（下水道などの排水能力を超えることによる内水氾濫）、高潮及び土砂災害についてハザードマップを作成し、災害が発生するおそれのある区域等を示しています。

（1）洪水（外水氾濫）・雨水出水（内水氾濫）による被害

東京都が作成した浸水予想区域図では、想定し得る最大規模の降雨（総雨量 690㎜、時間最大雨量 153㎜）が発生した場合、古川流域をはじめとする区内の一部で浸水が想定されています。浸水は、河川から水があふれることによる外水氾濫だけでなく、局地的な大雨により下水道等の排水能力を超えた雨水が地表にあふれる内水氾濫によっても発生するおそれがあります。

また、令和８（2026）年３月には、東京都下水道局が水防法に基づく雨水出水浸水想定区域を指定・公表したことから、区では洪水（外水氾濫）と雨水出水（内水氾濫）を合わせた「港区浸水ハザードマップ」に更新しています。

（2）高潮による被害

台風や発達した低気圧が通過する際には、気圧の低下や強風による海水の吹き寄せなどにより海面が上昇し、高潮が発生するおそれがあります。

東京都が想定し得る最大規模の高潮を対象として作成した高潮浸水想定区域図では、港区の東京湾沿岸や古川沿いなどで浸水が想定されています。東京都は令和６（2024）年 12 月に高潮浸水想定区域図を改定しており、区ではこの想定を反映した高潮浸水ハザードマップを作成しています。

（3）土砂災害による被害

港区には、起伏に富んだ地形を背景として多くのがけや擁壁があり、大雨等に伴うがけ崩れなどの土砂災害が発生するおそれがあります。令和８（2026）年９月の台風第 25 号では、記録的な長雨により麻布地区でがけの崩落が発生しており、がけ・擁壁の安全確保に向けた取組を一層進める必要があります。

東京都は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定（港区は 23 区で最も多い警戒区域 208 か所、特別警戒区域 136 か所／令和８年 10 月現在）しており、区ではハザードマップ等を通じて、対象区域や避難に関する情報の周知に取り組んでいます。

３　複合的・連鎖的な被害

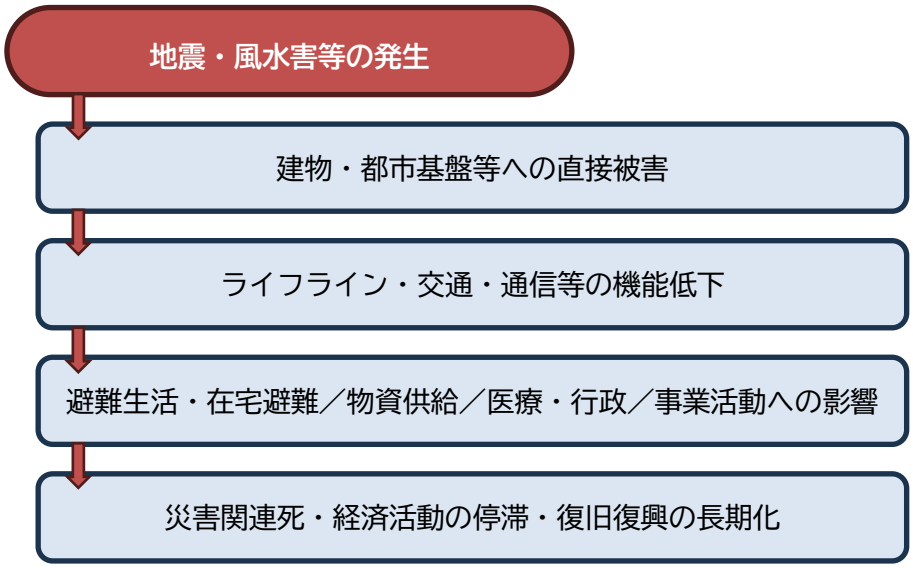
大規模な自然災害が発生した場合には、建物や人的被害などの直接的な被害だけでなく、電力、通信、上下水道等のライフラインや道路、鉄道等の交通インフラの機能低下など、様々な被害が相互に関連しながら発生することが想定されます。

東京都の「首都直下地震等による東京の被害想定」では、大規模地震による建物被害や人的被害、交通インフラ・ライフライン被害、避難者・帰宅困難者の発生などは相互に関連して発生するものとし、間接的に発生する被害までを意識した防災・減災対策につなげるため、各種被害の因果関係を「被害の発生フロー」として整理しています。

港区においては、高層住宅や事業所が多く、昼間人口も多いなどの地域特性があることから、建物やインフラ等への被害を起点として、停電や断水、交通・物流の停滞等が発生した場合、避難生活や在宅避難の長期化、物資の不足、医療・行政機能や事業活動の低下など、区民生活や都市機能に影響が連鎖的に拡大するおそれがあります。

また、こうした被害が長期化することにより、避難生活環境や健康状態の悪化、災害関連死の発生、地域コミュニティや経済活動への影響、復旧・復興の遅れなどにつながる可能性があります。

このため、地震や風水害等による直接的な被害だけでなく、被害が複合的・連鎖的に発生・拡大することを想定し、個々の被害を軽減するとともに、都市機能や区民生活への影響を最小限に抑え、早期の復旧・復興につなげる取組を進める必要があります。



III. リスクシナリオの設定と脆弱性評価

1　リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

区民の生命と財産を守り、安全・安心で強靭な都市を形成するため、国の国土強靭化基本計画における「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、港区の地域特性や想定される被害等を考慮し、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を以下のとおり設定します。

事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	**直接死を最大限防ぐ**	1－1	住宅・建築物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1－2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1－3	広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生
		1－4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1－5	大規模な土砂災害やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
		1－6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	**救助・救急、医療活動等の確保と関連死の防止**	2－1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2－2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2－3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2－4	医療施設及び関係者の不足による医療機能の麻痺
		2－5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2－6	避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生
3	**必要不可欠な行政機能の確保**	3－1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3－2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	**経済活動の機能維持**	4－1	施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		4－2	有害物質の大規模拡散・流出
		4－3	風評被害等による経済等への甚大な影響

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
5	**情報通信・ライフライン・交通ネットワーク等の確保と早期復旧**	5－1	情報通信機能の麻痺・長期停止
		5－2	テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		5－3	地域交通ネットワークが分断する事態
6	**迅速かつ強靭な復興に向けた条件整備**	6－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6－2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6－3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6－4	浸水の長期化や液状化等により復旧･復興が大幅に遅れる事態
		6－5	貴重な文化財や環境的資産の喪失､地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6－6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2　脆弱性の評価

リスクシナリオを基に脆弱性を評価し、課題として整理しました。

（1）事前に備えるべき目標１：直接死を最大限防ぐ

①　1-1　住宅・建築物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

ア　住宅・建築物等の倒壊による人的被害を軽減するため、引き続き建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策を進めるとともに、家具の転倒・落下・移動防止など、建物内における安全対策を進める必要があります。

イ　区有建築物について、災害時にも必要な機能を確保できるよう、適切な維持管理や計画的な改修等を進める必要があります。

ウ　緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、救助・救急活動や物資輸送等に必要な道路機能を確保するため、沿道建築物の耐震化等を引き続き進める必要があります。

エ　建築物の更新や都市基盤の整備等を通じて、市街地の防災性の向上を図る必要があります。

②　1-2　住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

ア　地震等に伴う火災の発生及び延焼による人的被害を軽減するため、区民や事業者に対する出火防止、初期消火等の意識啓発を進める必要があります。

イ　住宅密集地等における火災の延焼を防止するとともに、安全な避難や消防活動等を確保するため、道路やオープンスペース等の都市基盤の整備を進める必要があります。

ウ　不特定多数の人が利用する施設等における火災による被害を防止するため、施設の適切な維持管理や防火対策を進める必要があります。

エ　大規模火災の発生時にも地域における初期消火や避難等が円滑に行われるよう、地域の災害対応力を高める必要があります。

③　1-3　広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生

ア　津波等による浸水被害を防止・軽減するため、防潮堤や内部護岸等の防潮施設について、関係機関と連携して必要な機能を維持する必要があります。

イ　津波発生時に区民等が迅速かつ安全に避難できるよう、沿岸部の地域特性等を踏まえた避難体制を確保するとともに、適切な情報提供や避難行動の周知を進める必要があります。

④　1-4　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

ア　気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化等を踏まえ、市街地における浸水被害を軽減する

ため、雨水の流出抑制や適切な排水に必要な対策を進める必要があります。

イ　東京都と連携し、災害時においても下水道機能を確保できるよう、下水道施設等の整備・更新を進める必要があります。

ウ　区役所等の主要な施設について、浸水時にも必要な機能を維持できるよう、浸水対策を進める必要があります。

⑤　1-5　大規模な土砂災害やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

ア　令和８（2026）年９月の台風第 25 号による麻布地区のがけの崩落や、気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化等も踏まえ、土砂災害による人的被害を防止するため、がけ・擁壁等の安全性を確保し、所有者等による適切な維持管理や改修を促進する必要があります。

イ　土砂災害のおそれがある区域等について、区民等がリスクを把握し、適切な避難行動をとることができるよう、情報提供や避難体制の確保を進める必要があります。

⑥　1-6　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

ア　災害時に必要な情報を迅速かつ正確に収集・発信できるよう、区の情報収集・伝達体制を確保するとともに、多様な情報伝達手段を活用する必要があります。

イ　高齢者、障害者、外国人等を含む全ての区民等が必要な情報を取得し、適切な避難行動につなげられるよう、多言語化や情報アクセシビリティに配慮した情報提供を進める必要があります。

ウ　通信障害等が発生した場合も想定し、デジタルによる情報発信だけに依存しない複数の情報伝達手段を確保する必要があります。

エ　区民一人ひとりの適切な避難行動や地域における共助につなげるため、防災意識及び地域の災害対応力の向上を図る必要があります。

（2）事前に備えるべき目標２：救助・救急、医療活動等の確保と関連死の防止

①　2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

ア　大規模災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等を確保するため、備蓄物資の充実・適切な管理を進めるとともに、家庭や事業所等における備蓄を促進する必要があります。

イ　物資供給が長期間途絶した場合にも必要な物資を確保できるよう、協定事業者等との連携や物資調達・輸送体制を確保する必要があります。

ウ　在宅避難者を含む被災者に必要な物資を届けられるよう、避難所以外への物資供給の方法についても検討・充実する必要があります。

②　2-2　自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

ア　大規模災害により区内の救助･救急活動に必要な人員等が不足する場合に備え､自衛隊、警察、消防、東京都等からの応援を円滑に受け入れるための受援体制及び活動拠点を確保する必要があります。

イ　広域的な支援が到着するまでの間も救助・救急活動を行えるよう、区民や事業者等による初期対応や地域の災害対応力を高める必要があります。

ウ　災害対応に従事する人材の不足や長期的な活動も想定し、関係機関との連携や応援・受援体制の実効性を高める必要があります。

③　2-3　想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

ア　昼間人口や来街者が多い港区の地域特性を踏まえ、大規模災害時の一斉帰宅を抑制するとともに、事業者等による従業員の施設内待機や必要な備蓄を促進する必要があります。

イ　帰宅困難者を安全に受け入れるため、一時滞在施設の確保や備蓄物資の充実、駅周辺における混乱防止等を進める必要があります。

ウ　鉄道事業者、駅周辺事業者、関係機関等との連携を強化し、帰宅困難者への情報提供や支援を円滑に行う体制を確保する必要があります。

④　2-4　医療施設及び関係者の不足による医療機能の麻痺

ア　災害時に必要な医療を提供できるよう、医師会等の医療関係団体や関係機関との連携を強化し、災害医療体制を確保する必要があります。

イ　多数の傷病者が発生し、区内の医療資源のみでは対応が困難となる場合に備え、医療支援を円滑に受け入れるための受援体制を確保する必要があります。

ウ　停電、断水、通信障害等が長期化した場合においても、必要な医療機能を維持できるよう、医療機関や関係機関との連携を図る必要があります。

⑤　2-5　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

ア　避難所等における感染症の発生・拡大を防止するため、衛生環境の確保や感染症対策を適切に実施できる体制を整える必要があります。

イ　災害廃棄物や生活ごみ等の滞留による衛生環境の悪化を防止するため、災害時における廃棄物の収集・処理体制を確保する必要があります。

ウ　感染症等が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、医療関係団体等との連携を図り、保健・医療体制を確保する必要があります。

⑥　2-6　避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生

ア　避難所における生活環境の悪化による健康被害や災害関連死を防止するため、多様な避難者のニーズに対応した物資の確保、トイレ・衛生環境の確保、健康管理等を進める必要があります。

イ　高層住宅が多い港区の地域特性を踏まえ、停電、断水及びエレベーターの停止等が長期化した場合においても、可能な限り在宅避難を継続できるよう、各家庭やマンションにおける備蓄、トイレ対策を進めるとともに、マンション内や地域における支え合いの体制を整える必要があります。

ウ　在宅避難者等が孤立することなく必要な支援を受けられるよう、在宅避難生活に必要な情報を取得し、物資や支援を受けられる仕組みや安否確認等の体制を充実する必要があります。

エ　高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者をはじめ、多様な避難者の状況に応じた避難生活支援を行う必要があります。

オ　避難所及び在宅避難を含め、被災者の健康状態の悪化を防止するため、保健・医療・福祉等の関係機関が連携した支援体制を確保する必要があります。

(3) 事前に備えるべき目標３：必要不可欠な行政機能の確保

①　3-1　被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

ア　大規模災害時における犯罪や混乱等を防止するため、警察や地域等との連携を図り、地域における防犯体制を確保する必要があります。

イ　平時から地域の防犯意識を高め、犯罪が起きにくいまちづくりを進める必要があります。

②　3-2　行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

ア　大規模災害時にも区の災害対応及び必要不可欠な行政サービスを継続できるよう、業務継続体制の実効性を確保する必要があります。

イ　職員や庁舎等が被災した場合にも必要な業務を継続できるよう、職員体制、受援体制、代替拠点等を確保する必要があります。

ウ　情報システムや通信機能の停止が行政機能の大幅な低下につながらないよう、システムやデータのバックアップ、代替手段等を確保する必要があります。

エ　区有施設について、災害時にも必要な機能を維持できるよう、適切な維持管理や計画的な修繕を行うとともに、浸水対策や非常用電源の確保等を進める必要があります。

（4）事前に備えるべき目標４：経済活動の機能維持

①　4-1　施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

ア　企業本社や多数の事業所が集積する港区の地域特性を踏まえ、災害時にも事業活動を継続し、早期に復旧できるよう、事業者による事業継続体制の整備を促進する必要があります。

イ　建物被害、火災、ライフラインや交通・物流の停止等による事業活動への影響を軽減するため、事業者の防災対策や備えを促進する必要があります。

ウ　サプライチェーンの寸断等による影響を抑えるため、事業者、関係機関等との連携を図る必要があります。

②　4-2　有害物質の大規模拡散・流出

ア　災害時における有害物質の拡散・流出を防止するため、事業者等による有害物質の適正な管理を促進する必要があります。

イ　建築物等の損壊や解体等に伴うアスベストの飛散による健康被害を防止するため、適切な飛散防止対策や事業者等への指導を行う必要があります。

③　4-3　風評被害等による経済等への甚大な影響

ア　災害時の風評被害を防止・軽減するため、被害状況や復旧状況等について、迅速かつ正確な情報を発信する必要があります。

イ　ＳＮＳ等を通じて偽・誤情報が急速に拡散する可能性を踏まえ、多様な媒体を活用して正確な情報を継続的に発信する必要があります。

（5）事前に備えるべき目標５：情報通信・ライフライン・交通ネットワーク等の確保と早期復旧

①　5-1　情報通信機能の麻痺・長期停止

ア　停電等が発生した場合にも必要な情報通信機能を維持できるよう、行政施設等における非常用電源を確保する必要があります。

イ　通信回線や情報システム等が被災した場合にも、災害対応に必要な情報の収集・共有・発信を継続できるよう、代替通信手段等を確保する必要があります。

ウ　情報通信機能の停止が長期化した場合も想定し、通信事業者等の関係機関との連携を図り、早期復旧につなげる体制を確保する必要があります。

②　5-2　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

ア　一部の情報伝達手段が利用できない場合にも必要な災害情報を届けられるよう、テレビ、ラジオ、インターネット、ＳＮＳ等を含む多様な情報伝達手段を活用する必要があ

ります。

イ　高齢者、障害者、外国人等を含む全ての区民等に必要な情報が伝わるよう、多言語化や情報アクセシビリティに配慮した情報提供を進める必要があります。

ウ　偽・誤情報による混乱を防止するため、区から迅速かつ正確な情報を継続的に発信する必要があります。

③　5-3　地域交通ネットワークが分断する事態

ア　沿道建築物の倒壊等による道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を進める必要があります。

イ　災害時における救助・救急活動、物資輸送等に必要な交通機能を確保するため、道路・橋りょう等の都市基盤の整備・維持管理を進める必要があります。

ウ　道路閉塞等が発生した場合にも交通機能を早期に確保できるよう、道路啓開体制の実効性を確保する必要があります。

エ　道路･鉄道等の交通ネットワークの分断による影響を軽減し､早期復旧につなげるため、東京都、交通事業者等の関係機関との連携を図る必要があります。

(6) 事前に備えるべき目標６：迅速かつ強靭な復興に向けた条件整備

①　6-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア　大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、災害廃棄物処理体制の実効性を確保する必要があります。

イ　区のみでは処理が困難となる場合に備え、東京都、他自治体、民間事業者等との協定や連携体制を確保する必要があります。

ウ　発災後の処理を円滑に行えるよう、平時から必要な手順の確認や訓練等を行い、関係機関との連携を強化する必要があります。

②　6-2　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア　道路啓開等の応急復旧を迅速に実施できるよう、関係機関や民間事業者等との連携体制を確保する必要があります。

イ　復旧・復興に必要となる専門人材等が不足する場合に備え、外部からの応援を円滑に受け入れる受援体制や活動拠点を確保する必要があります。

ウ　長期的な復旧・復興を担う人材を確保するため、専門家、事業者、関係団体等との平時からの連携を強化する必要があります。

③　6-3　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア　災害時に地域における共助が機能し、復旧・復興を円滑に進められるよう、町会・自治

会等の地域コミュニティの維持・活性化を図る必要があります。

イ　高層マンションが多い港区の地域特性を踏まえ、マンション内及び周辺地域とのつながりを生かした防災・共助体制を構築する必要があります。

ウ　災害後の地域の治安悪化を防止するため、警察や地域等との連携による防犯体制を確保する必要があります。

④　6-4　浸水の長期化や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア　地震に伴う液状化等による建築物や都市基盤への被害を軽減するため、液状化リスクに関する情報提供等を進める必要があります。

イ　豪雨等による浸水被害の発生・長期化を防止するため、雨水の流出抑制や適切な排水に必要な対策を進める必要があります。

ウ　東京都等と連携し、災害時においても下水道機能を確保するとともに、被災した場合の早期復旧につなげる必要があります。

エ　区役所等の主要施設について、浸水等による機能停止を防ぎ、復旧・復興に必要な機能を維持できるよう、浸水対策を進める必要があります。

⑤　6-5　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

ア　災害による貴重な文化財等の喪失・損傷を防止・軽減するため、所有者や関係機関等と連携し、文化財の防災対策を進める必要があります。

イ　被災した文化財等について、適切な保全・復旧につなげられるよう、平時から関係機関等との連携を図る必要があります。

⑥　6-6　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

ア　大規模災害から迅速かつ円滑に復興できるよう、平時から復興後のまちづくりや復興手順等について検討する事前復興の取組を進める必要があります。

イ　被災者の生活再建を早期に進めるため、応急的な住宅の確保や住宅再建等を支援する体制を確保する必要があります。

ウ　事業活動の早期再開や地域経済の復興につなげるため、仮店舗・仮事業所等の確保を含む事業者の再建支援について検討する必要があります。

エ　復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、土地の境界等に関する基礎的な情報の整備を進める必要があります。

Ⅳ. 強靭化に向けた取組

1　リスクシナリオごとの取組

(1) 事前に備えるべき目標１：直接死を最大限防ぐ

①　1-1　住宅・建築物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

ア　住宅・建築物の耐震化及び安全対策の推進

- 「港区耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化の促進に向けた指導・誘導及び支援を行います。
- 外壁、窓ガラス、広告物、ブロック塀等の落下・倒壊防止など、建築物及びその周辺の安全対策を進めます。
- 建物内における人的被害を軽減するため、家具の転倒・落下・移動防止対策を促進します。
- エレベーターの閉じ込め等による被害を軽減するため、安全装置等の設置を促進します。
- 老朽化したマンション等について、円滑な再生等を支援し、安全・安心な住環境の確保を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・民間建築物や住宅の耐震化の促進と安全対策の推進
・在宅避難に必要な室内の安全確保対策の推進
・建築物の耐震化・不燃化、電線類地中化等による都市防災機能の強化

イ　土地利用の適正化

- 市街地再開発事業の実施を支援し、老朽建築物の更新、建物敷地の統合、都市基盤の整備を一体的に進めることで、市街地の防災性及び住環境の向上を図ります。
- 低未利用地の集約や街区の再編等により、公共施設の整備拡充や防災機能の向上が図られる場合は、必要に応じて土地区画整理事業の活用を指導・誘導します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・街区再編と都市基盤整備による防災性の高いまちづくりの推進
・地域特性と災害リスクを踏まえた土地利用や市街地整備における連携

ウ　緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進

- 建築物の倒壊による道路閉塞等を防止し、救助・救急活動、物資輸送等に必要な道路機能を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・民間建築物や住宅の耐震化の促進と安全対策の推進
・建築物の耐震化・不燃化、電線類地中化等による都市防災機能の強化
・避難、救援や緊急輸送を支える道路、歩行空間、水辺等の安全確保

エ　道路基盤やオープンスペースの整備

・　災害時の救助・救急活動や避難、物資輸送等に必要な道路機能を確保するため、都市計画道路の整備、橋りょうの耐震化、無電柱化、細街路の拡幅整備、道路下空洞調査等を進めます。
・　防災活動拠点や避難場所等として活用できる公園等のオープンスペースの確保や、延焼防止に資する道路の緑化等を進めます。
・　災害時に迅速な道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定等に基づく連携体制を確保します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・細街路拡幅整備、区道の無電柱化、道路施設・橋りょうの適切な維持管理などの防災性の向上
・避難、救援や緊急輸送を支える道路、歩行空間、水辺等の安全確保

オ　公共建築物の耐震性能の維持

・　区有施設について、地震による倒壊等の被害を防止するとともに、災害時にも必要な施設機能を確保できるよう、適切な維持管理及び計画的な修繕を行います。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・安全性維持のための区有施設の計画的な点検と改修の推進

②　1-2　住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

ア　土地利用の適正化　　**（再掲）**

・　市街地再開発事業の実施を支援し、老朽建築物の更新、建物敷地の統合、都市基盤の整備を一体的に進めることで、市街地の防災性及び住環境の向上を図ります。
・　低未利用地の集約や街区の再編等により、公共施設の整備拡充や防災機能の向上が図られる場合は、必要に応じて土地区画整理事業の活用を指導・誘導します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・街区再編と都市基盤整備による防災性の高いまちづくりの推進
・地域特性と災害リスクを踏まえた土地利用や市街地整備における連携

イ　火災の発生予防

- 災害時における火災の発生を防ぐため、火災予防に関する意識啓発や家庭用消火器・警報器等の導入を支援します。
- 繁華街の飲食店等が入居する雑居ビルについて、火災時にも安全に避難できるよう、適切な調査・指導を行います。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・建築物の耐震化・不燃化、電線類地中化等による都市防災機能の強化

ウ　道路基盤やオープンスペースの整備　　**（再掲）**

- 災害時の救助・救急活動や避難、物資輸送等に必要な道路機能を確保するため、都市計画道路の整備、橋りょうの耐震化、無電柱化、細街路の拡幅整備、道路下空洞調査等を進めます。
- 防災活動拠点や避難場所等として活用できる公園等のオープンスペースの確保や、延焼防止に資する道路の緑化等を進めます。
- 災害時に迅速な道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定等に基づく連携体制を確保します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・細街路拡幅整備、区道の無電柱化、道路施設・橋りょうの適切な維持管理などの防災性の向上
・避難、救援や緊急輸送を支える道路、歩行空間、水辺等の安全確保

エ　地域の災害対応力の向上

- 区民一人ひとりの防災意識や災害対応力の向上を図るため、講習会や防災訓練等を実施します。
- 防災住民組織、地域防災協議会等の活動を支援するとともに、地域防災を担う人材の育成を進めます。
- 町会・自治会、マンション、事業者等の多様な主体が連携し、初期消火、救出・救護、安否確認等を行える共助の体制づくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・共同住宅等の防災組織の結成と運営支援
・地域の防災組織の活動支援
・消防団の活動支援

③　1-3　広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生

ア　防潮施設の機能維持

・　高潮や津波による被害を軽減するため、内部護岸や防潮堤等の防潮施設について、必要な整備及び機能維持を東京都等の関係機関に要請します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・避難、救援や緊急輸送を支える道路、歩行空間、水辺等の安全確保

イ　津波避難体制の充実

・　ハザードマップ等を活用して津波浸水リスクの周知を図るとともに、津波避難ビル等の避難先を確保し、津波発生時に迅速かつ安全に避難できる体制の充実を図ります。
・　沿岸部の地域特性や被害想定を踏まえ、津波からの適切な避難行動について普及・啓発を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・自然災害によって起きる被害の理解促進
・ハザードマップ等の活用による地理的なリスクの周知啓発
・災害発生時の適切な避難行動を取るための知識普及・啓発

④　1-4　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

ア　雨水浸透機能の維持・確保

・　気候変動に伴う豪雨の激甚化･頻発化等を踏まえ､道路の透水性舗装を進めるとともに、公共施設や大規模建築物への雨水浸透施設の設置を促進し、雨水流出の抑制及び都市型水害の軽減を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・浸水対策や排水機能等の強化による風水害対策の推進
・雨水の貯留や浸透機能の向上による都市型水害の発生防止と止水板設置などの浸水対策の推進

イ　下水道施設等の機能確保

・　災害時においても下水道等の機能が確保されるよう、下水道施設の整備・更新や河川改修など、水害の防止及び早期復旧に必要な事業について、東京都等の関係機関に要請します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・浸水対策や排水機能等の強化による風水害対策の推進

ウ　主要施設における浸水対策の推進

・　災害時においても基幹的な機能を維持できるよう、区役所をはじめとする主要な区有施設について、必要な浸水対策を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・浸水対策や排水機能等の強化による風水害対策の推進
・安全性維持のための区有施設の計画的な点検と改修の推進

⑤　1-5　大規模な土砂災害やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

ア　土砂災害対策の充実・強化

・　がけ・擁壁等による土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害リスクの周知・啓発を行うとともに、所有者等による適切な維持管理を支援します。
・　危険ながけ・擁壁の安全性の向上を図るため、所有者等による改修・補強等を支援し、土砂災害リスクの低減を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・自然災害によって起きる被害の理解促進
・ハザードマップ等の活用による地理的なリスクの周知啓発

⑥　1-6　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

ア　災害情報の収集・発信体制の充実

・　災害時に必要な情報を迅速かつ正確に収集・共有し、区民等に適切に発信できる体制を確保します。
・　防災行政無線、区ホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、一部の通信手段が利用できない場合も想定した情報伝達手段の確保を進めます。
・　高齢者、障害者、外国人等を含む全ての区民等に必要な情報が伝わるよう、多言語化や情報アクセシビリティに配慮した情報提供を進めます。
・　災害時の偽・誤情報による混乱を防止するため、正確な情報を迅速かつ継続的に発信します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害・危機発生時における迅速かつ的確な情報伝達
・防災行政無線等の情報伝達設備の更新や機能強化
・デジタル技術を活用した情報配信システムの整備や充実
・多様な手段を用いた誰にでも届く情報伝達環境の整備

イ　避難体制の充実

- 災害リスクや避難場所、避難経路等を周知し、区民等が災害の種類や被災状況に応じて適切な避難行動をとることができるよう、普及・啓発を進めます。
- 高齢者、障害者等の要配慮者について、関係機関等と連携し、円滑な避難を支援する体制の充実を図ります。
- 避難所への避難に加え、在宅避難等を含め、居住環境や被災状況に応じた適切な避難行動について周知します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害発生時の適切な避難行動を取るための知識普及・啓発
・警戒レベルや避難情報の理解促進と自助の実践力向上
・避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成や避難支援体制の整備
・多様な避難行動及び避難生活に対応した情報提供体制の強化

ウ　地域の災害対応力の向上　　**（再掲）**

- 区民一人ひとりの防災意識や災害対応力の向上を図るため、講習会や防災訓練等を実施します。
- 防災住民組織、地域防災協議会等の活動を支援するとともに、地域防災を担う人材の育成を進めます。
- 町会・自治会、マンション、事業者等の多様な主体が連携し、初期消火、救出・救護、安否確認等を行える共助の体制づくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・共同住宅等の防災組織の結成と運営支援
・地域の防災組織の活動支援
・消防団の活動支援

（2）事前に備えるべき目標２：救助・救急、医療活動等の確保と関連死の防止

①　2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

ア　備蓄物資の充実・確保

- 避難所等に必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄し、適切な管理及び更新を行います。
- 避難者の多様なニーズや避難生活の長期化を踏まえ、必要な備蓄物資の充実を図ります。
- 物流の途絶等に備え、各家庭、マンション、事業所等における食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄を促進します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・避難生活に必要な十分な備蓄など、各世帯での備えの推進
・区民避難所及び福祉避難所における生活環境・衛生環境の向上

イ　物資供給に係る関係事業者等との連携強化

- 災害時に食料、飲料水、生活必需品等を円滑に確保できるよう、物資供給に関する協定を締結している事業者等との連携を強化し、協定内容の確認や訓練等を行います。
- 物流の途絶や避難所以外の被災者への支援も想定し、民間事業者等との連携による物資確保体制の実効性を高めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築

ウ　災害時の物資輸送体制の確保

- 災害時に物資拠点等から避難所等へ必要な物資を円滑に輸送できるよう、民間事業者等との協定に基づく車両、資機材及び輸送体制を確保します。
- 在宅避難者等への物資供給も踏まえ、関係機関・事業者と連携した物資輸送の方法を検討・充実します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築
・避難、救援や緊急輸送を支える道路、歩行空間、水辺等の安全確保

エ　在宅避難・マンション防災の推進

- 災害時にも住み慣れた自宅で生活を継続できるよう、在宅避難の考え方を普及・啓発します。
- マンションにおける防災組織づくり、防災訓練等の活動を支援し、居住者による自助・

共助の取組を促進します。

- 停電、断水及びエレベーターの停止等を想定し、携帯トイレ、飲料水、食料等の備蓄や暑さ・寒さへの対策など、在宅避難生活を継続するための備えを促進します。
- 在宅避難者が必要な情報や物資等の支援を受けられるよう、地域や関係機関等と連携した支援の仕組みづくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・避難生活に必要な十分な備蓄など、各世帯での備えの推進
・在宅避難に必要な室内の安全確保対策の推進
・必要な情報を取得できる仕組みの周知・啓発
・共同住宅等の防災組織の結成と運営支援
・在宅避難・被災地外避難などに対応した支援の仕組みづくり

②　2-2　自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

ア　地域の災害対応力の向上　　**（再掲）**

- 区民一人ひとりの防災意識や災害対応力の向上を図るため、講習会や防災訓練等を実施します。
- 防災住民組織、地域防災協議会等の活動を支援するとともに、地域防災を担う人材の育成を進めます。
- 町会・自治会、マンション、事業者等の多様な主体が連携し、初期消火、救出・救護、安否確認等を行える共助の体制づくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・共同住宅等の防災組織の結成と運営支援
・地域の防災組織の活動支援
・消防団の活動支援

イ　受援体制の充実

- 大規模災害時に国、東京都、他自治体、関係機関等からの支援を円滑に受け入れられるよう、受援計画等に基づき、受援体制の実効性を高めます。
- 応援職員や専門人材等の受入れ、活動拠点の確保等について、平時から関係機関との連携を強化します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築
・警察や消防、東京都、自衛隊等の関係機関との協働体制の確保
・応急対策における関係機関間の役割分担の整理と共有

③　2-3　想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

ア　総合的な帰宅困難者対策の推進

- 昼間人口や来街者が多い港区の地域特性を踏まえ、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、駅周辺の混乱防止等について、駅周辺滞留者対策推進協議会や関係機関等と連携して取り組みます。
- 事業者に対し、従業員等の施設内待機や必要な備蓄等を促進します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
- 駅周辺滞留者対策推進協議会の活動推進支援
- 一時滞在施設の拡充による滞留者発生の防止
- 東京都や近隣自治体との連携による広域的な対応の推進
- 駅周辺や観光地等における帰宅困難者や来街者への情報提供・支援体制の整備

④　2-4　医療施設及び関係者の不足による医療機能の麻痺

ア　受援体制の充実　　**（再掲）**

- 大規模災害時に国、東京都、他自治体、関係機関等からの支援を円滑に受け入れられるよう、受援計画等に基づき、受援体制の実効性を高めます。
- 応援職員や専門人材等の受入れ、活動拠点の確保等について、平時から関係機関との連携を強化します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
- 平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築
- 警察や消防、東京都、自衛隊等の関係機関との協働体制の確保
- 応急対策における関係機関間の役割分担の整理と共有

イ　災害時保健・医療体制の充実

- 病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を強化し、災害時に必要な保健・医療を提供できる体制を確保します。
- 多数の傷病者の発生や医療人材の不足等を想定し、関係機関からの支援を円滑に受け入れる体制を確保します。
- 停電、断水、通信障害等が長期化した場合や、避難所・在宅避難における健康状態の悪化も想定し、保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
- 災害時の保健・医療・福祉活動や感染症対策に係る連携体制の強化
- 平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築

ウ　災害時における電源等の確保

- 災害時にも区の災害対応や必要な行政機能を継続できるよう、災害対応上重要な施設における非常用電源を確保し、適切に維持管理します。
- 停電の長期化も想定し、非常用電源の燃料等の確保を進めます。
- 情報通信等の重要な機能への影響を踏まえ、必要な電源確保対策を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・非常用電源等の整備による施設機能維持や防災機能の強化
・再生可能エネルギーや蓄電設備等を活用した災害時の電源確保

⑤　2-5　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

ア　災害時保健・医療体制の充実　　**（再掲）**

- 病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を強化し、災害時に必要な保健・医療を提供できる体制を確保します。
- 多数の傷病者の発生や医療人材の不足等を想定し、関係機関からの支援を円滑に受け入れる体制を確保します。
- 停電、断水、通信障害等が長期化した場合や、避難所・在宅避難における健康状態の悪化も想定し、保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害時の保健・医療・福祉活動や感染症対策に係る連携体制の強化
・平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築

イ　避難所における衛生環境の確保

- 避難所における感染症の発生・拡大や衛生環境の悪化を防止するため、避難所運営に関するマニュアル等に基づき、必要な衛生管理を行います。
- 災害時のトイレ環境を確保するため、マンホールトイレ等の整備や携帯トイレ等の備蓄を進めます。
- 避難者の健康状態や避難所の状況に応じ、感染症対策や衛生環境の改善を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・区民避難所及び福祉避難所における生活環境・衛生環境の向上
・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理や避難生活における衛生環境の確保

ウ　災害廃棄物等処理体制の確保

- 大規模災害時に発生する災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理できるよう、災害廃棄物処理に関する方針等に基づき、必要な処理体制を確保します。

・　東京都、他自治体、関係事業者等との連携を強化し、災害時の収集・運搬及び処理を円滑に行う体制の実効性を高めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理や避難生活における衛生環境の確保

⑥　2-6　避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生

ア　住宅・建築物の耐震化及び安全対策の推進　　**（再掲）**

・　「港区耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化の促進に向けた指導・誘導及び支援を行います。
・　外壁、窓ガラス、広告物、ブロック塀等の落下・倒壊防止など、建築物及びその周辺の安全対策を進めます。
・　建物内における人的被害を軽減するため、家具の転倒・落下・移動防止対策を促進します。
・　エレベーターの閉じ込め等による被害を軽減するため、安全装置等の設置を促進します。
・　老朽化したマンション等について、円滑な再生等を支援し、安全・安心な住環境の確保を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・民間建築物や住宅の耐震化の促進と安全対策の推進
・在宅避難に必要な室内の安全確保対策の推進
・建築物の耐震化・不燃化、電線類地中化等による都市防災機能の強化

イ　避難体制の充実　　**（再掲）**

・　災害リスクや避難場所、避難経路等を周知し、区民等が災害の種類や被災状況に応じて適切な避難行動をとることができるよう、普及・啓発を進めます。
・　高齢者、障害者等の要配慮者について、関係機関等と連携し、円滑な避難を支援する体制の充実を図ります。
・　避難所への避難に加え、在宅避難等を含め、居住環境や被災状況に応じた適切な避難行動について周知します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害発生時の適切な避難行動を取るための知識普及・啓発
・警戒レベルや避難情報の理解促進と自助の実践力向上
・避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成や避難支援体制の整備
・多様な避難行動及び避難生活に対応した情報提供体制の強化

ウ　地域の災害対応力の向上　　**（再掲）**

- 区民一人ひとりの防災意識や災害対応力の向上を図るため、講習会や防災訓練等を実施します。
- 防災住民組織、地域防災協議会等の活動を支援するとともに、地域防災を担う人材の育成を進めます。
- 町会・自治会、マンション、事業者等の多様な主体が連携し、初期消火、救出・救護、安否確認等を行える共助の体制づくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・共同住宅等の防災組織の結成と運営支援
・地域の防災組織の活動支援
・消防団の活動支援

エ　備蓄物資の充実・確保　　**（再掲）**

- 避難所等に必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄し、適切な管理及び更新を行います。
- 避難者の多様なニーズや避難生活の長期化を踏まえ、必要な備蓄物資の充実を図ります。
- 物流の途絶等に備え、各家庭、マンション、事業所等における食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄を促進します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・避難生活に必要な十分な備蓄など、各世帯での備えの推進
・区民避難所及び福祉避難所における生活環境・衛生環境の向上

オ　災害時保健・医療体制の充実　　**（再掲）**

- 病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を強化し、災害時に必要な保健・医療を提供できる体制を確保します。
- 多数の傷病者の発生や医療人材の不足等を想定し、関係機関からの支援を円滑に受け入れる体制を確保します。
- 停電、断水、通信障害等が長期化した場合や、避難所・在宅避難における健康状態の悪化も想定し、保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害時の保健・医療・福祉活動や感染症対策に係る連携体制の強化
・平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築

カ　避難所における衛生環境の確保　　**（再掲）**

- 避難所における感染症の発生・拡大や衛生環境の悪化を防止するため、避難所運営に関するマニュアル等に基づき、必要な衛生管理を行います。
- 災害時のトイレ環境を確保するため、マンホールトイレ等の整備や携帯トイレ等の備蓄を進めます。
- 避難者の健康状態や避難所の状況に応じ、感染症対策や衛生環境の改善を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・区民避難所及び福祉避難所における生活環境・衛生環境の向上
・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理や避難生活における衛生環境の確保

キ　災害廃棄物等処理体制の確保　　**（再掲）**

- 大規模災害時に発生する災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理できるよう、災害廃棄物処理に関する方針等に基づき、必要な処理体制を確保します。
- 東京都、他自治体、関係事業者等との連携を強化し、災害時の収集・運搬及び処理を円滑に行う体制の実効性を高めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理や避難生活における衛生環境の確保

ク　避難所の生活環境の確保・向上

- 区民避難所及び福祉避難所において、高齢者、障害者、女性、外国人等の多様な避難者の状況やニーズに配慮し、必要な物資や資機材を確保します。
- トイレ、ベッド、衛生、暑さ・寒さ、プライバシー等に配慮し、避難生活環境の確保・向上を図ります。
- ペット同行避難への対応など、避難者の状況に応じた避難所運営に必要な備えを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・要配慮者に対しての適切な災害時の対応方法の整備
・各種避難所の運用方法の確立
・区民避難所及び福祉避難所における生活環境・衛生環境の向上
・福祉避難所等の確保や要配慮者の特性に応じた避難生活支援

ケ　在宅避難・マンション防災の推進　　**（再掲）**

- 災害時にも住み慣れた自宅で生活を継続できるよう、在宅避難の考え方を普及・啓発します。
- マンションにおける防災組織づくり、防災訓練等の活動を支援し、居住者による自助・共助の取組を促進します。
- 停電、断水及びエレベーターの停止等を想定し、携帯トイレ、飲料水、食料等の備蓄や暑さ・寒さへの対策など、在宅避難生活を継続するための備えを促進します。
- 在宅避難者が必要な情報や物資等の支援を受けられるよう、地域や関係機関等と連携した支援の仕組みづくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・避難生活に必要な十分な備蓄など、各世帯での備えの推進
・在宅避難に必要な室内の安全確保対策の推進
・必要な情報を取得できる仕組みの周知・啓発
・共同住宅等の防災組織の結成と運営支援
・在宅避難・被災地外避難などに対応した支援の仕組みづくり

（3）事前に備えるべき目標３：必要不可欠な行政機能の確保

①　3-1　被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

ア　地域における防犯力の向上

- 犯罪発生情報等の提供を通じて、区民の生活安全意識の向上を図ります。
- 区、区民、警察その他関係機関が連携し、災害時も含め地域の安全を確保できる体制づくりを進めます。
- 防犯活動団体等への支援､防犯カメラの設置･管理運用､青色防犯パトロール等により、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・地域住民や事業者、関係機関等による有機的な連携体制の構築
・防犯における自己の役割の認識や自助・共助の機運の向上
・防犯設備の支援等による個人と地域の防犯対策の促進
・青色防犯パトロールや客引き対策、環境浄化等による安心感向上

②　3-2　行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

ア　公共建築物の耐震性能の維持　　**（再掲）**

- 区有施設について、地震による倒壊等の被害を防止するとともに、災害時にも必要な施設機能を確保できるよう、適切な維持管理及び計画的な修繕を行います。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・安全性維持のための区有施設の計画的な点検と改修の推進

イ　主要施設における浸水対策の推進　　**（再掲）**

- 災害時においても基幹的な機能を維持できるよう、区役所をはじめとする主要な区有施設について、必要な浸水対策を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・浸水対策や排水機能等の強化による風水害対策の推進
・安全性維持のための区有施設の計画的な点検と改修の推進

ウ　業務継続体制の確保

- 大規模災害時にも必要な行政機能を継続できるよう、地域防災計画や業務継続計画等を適切に見直し、職員の参集・配置を含む必要な人員、資機材、情報システム等の業務継続体制を確保します。
- 職員へのマニュアルの周知や訓練等を通じて、危機管理意識及び災害対応力の向上を図ります。

・　職員や庁舎、情報システム等の被災や長期停電等も想定し、代替手段やバックアップ体制の確保を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害・危機発生時の初動対応・業務継続体制の確保
・訓練や研修等を通じた職員の災害・危機対応力の向上

エ　災害情報の収集・発信体制の充実　　**（再掲）**

・　災害時に必要な情報を迅速かつ正確に収集・共有し、区民等に適切に発信できる体制を確保します。
・　防災行政無線、区ホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、一部の通信手段が利用できない場合も想定した情報伝達手段の確保を進めます。
・　高齢者、障害者、外国人等を含む全ての区民等に必要な情報が伝わるよう、多言語化や情報アクセシビリティに配慮した情報提供を進めます。
・　災害時の偽・誤情報による混乱を防止するため、正確な情報を迅速かつ継続的に発信します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害・危機発生時における迅速かつ的確な情報伝達
・防災行政無線等の情報伝達設備の更新や機能強化
・デジタル技術を活用した情報配信システムの整備や充実
・多様な手段を用いた誰にでも届く情報伝達環境の整備

オ　受援体制の充実　　**（再掲）**

・　大規模災害時に国、東京都、他自治体、関係機関等からの支援を円滑に受け入れられるよう、受援計画等に基づき、受援体制の実効性を高めます。
・　応援職員や専門人材等の受入れ、活動拠点の確保等について、平時から関係機関との連携を強化します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築
・警察や消防、東京都、自衛隊等の関係機関との協働体制の確保
・応急対策における関係機関間の役割分担の整理と共有

カ　災害時における電源等の確保　　**（再掲）**

・　災害時にも区の災害対応や必要な行政機能を継続できるよう、災害対応上重要な施設における非常用電源を確保し、適切に維持管理します。
・　停電の長期化も想定し、非常用電源の燃料等の確保を進めます。

・　情報通信等の重要な機能への影響を踏まえ、必要な電源確保対策を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・非常用電源等の整備による施設機能維持や防災機能の強化
・再生可能エネルギーや蓄電設備等を活用した災害時の電源確保

（4）事前に備えるべき目標４：経済活動の機能維持

①　4-1　施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

ア　事業所の業務継続体制の確保

- 企業本社や多数の事業所が集積する港区の地域特性を踏まえ、事業者による事業継続計画の策定や訓練等を支援し、災害時の業務継続体制の構築を促進します。
- 建築物の被害、停電・断水・通信障害、交通・物流の停止等に備え、事業継続に必要なエネルギー、物資、資機材等の確保を促進します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・中小企業等における事業継続計画の策定や防災対策の促進
・企業、商店会、町会・自治会等との協定、訓練や災害時協力体制の強化

②　4-2　有害物質の大規模拡散・流出

ア　有害物質の適正管理の推進

- 災害時における有害物質の拡散・流出を防止するため、人体や環境に有害な化学物質等を取り扱う事業所に対し、適正管理の徹底を指導します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・アスベストや有害化学物質等の飛散・拡散防止等に係る対策の推進

イ　建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進

- 災害時の建築物の損壊や解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、事前調査の結果報告、周辺住民への説明、立入検査等を通じて、適切な飛散防止対策が行われるよう指導します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・アスベストや有害化学物質等の飛散・拡散防止等に係る対策の推進

③　4-3　風評被害等による経済等への甚大な影響

ア　災害情報の収集・発信体制の充実　　**（再掲）**

- 災害時に必要な情報を迅速かつ正確に収集・共有し、区民等に適切に発信できる体制を確保します。
- 防災行政無線、区ホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、一部の通信手段が利用できない場合も想定した情報伝達手段の確保を進めます。
- 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての区民等に必要な情報が伝わるよう、多言語化や情報アクセシビリティに配慮した情報提供を進めます。

・　災害時の偽・誤情報による混乱を防止するため、正確な情報を迅速かつ継続的に発信します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害・危機発生時における迅速かつ的確な情報伝達
・防災行政無線等の情報伝達設備の更新や機能強化
・デジタル技術を活用した情報配信システムの整備や充実
・多様な手段を用いた誰にでも届く情報伝達環境の整備

（5）事前に備えるべき目標５：情報通信・ライフライン・交通ネットワーク等の確保と早期復旧

①　5-1　情報通信機能の麻痺・長期停止

ア　災害情報の収集・発信体制の充実　　**（再掲）**

- 災害時に必要な情報を迅速かつ正確に収集・共有し、区民等に適切に発信できる体制を確保します。
- 防災行政無線、区ホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、一部の通信手段が利用できない場合も想定した情報伝達手段の確保を進めます。
- 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての区民等に必要な情報が伝わるよう、多言語化や情報アクセシビリティに配慮した情報提供を進めます。
- 災害時の偽・誤情報による混乱を防止するため、正確な情報を迅速かつ継続的に発信します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害・危機発生時における迅速かつ的確な情報伝達
・防災行政無線等の情報伝達設備の更新や機能強化
・デジタル技術を活用した情報配信システムの整備や充実
・多様な手段を用いた誰にでも届く情報伝達環境の整備

イ　情報通信機能の早期復旧に向けた連携

- 情報通信機能が停止した場合の早期復旧につなげるため、通信事業者等の関係機関との連携を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築

ウ　災害時における電源等の確保　　**（再掲）**

- 災害時にも区の災害対応や必要な行政機能を継続できるよう、災害対応上重要な施設における非常用電源を確保し、適切に維持管理します。
- 停電の長期化も想定し、非常用電源の燃料等の確保を進めます。
- 情報通信等の重要な機能への影響を踏まえ、必要な電源確保対策を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・非常用電源等の整備による施設機能維持や防災機能の強化
・再生可能エネルギーや蓄電設備等を活用した災害時の電源確保

② 5-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

ア 災害情報の収集・発信体制の充実 **（再掲）**

- 災害時に必要な情報を迅速かつ正確に収集・共有し、区民等に適切に発信できる体制を確保します。
- 防災行政無線、区ホームページ、ＳＮＳ等の多様な媒体を活用し、一部の通信手段が利用できない場合も想定した情報伝達手段の確保を進めます。
- 高齢者、障害者、外国人等を含む全ての区民等に必要な情報が伝わるよう、多言語化や情報アクセシビリティに配慮した情報提供を進めます。
- 災害時の偽・誤情報による混乱を防止するため、正確な情報を迅速かつ継続的に発信します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害・危機発生時における迅速かつ的確な情報伝達
・防災行政無線等の情報伝達設備の更新や機能強化
・デジタル技術を活用した情報配信システムの整備や充実
・多様な手段を用いた誰にでも届く情報伝達環境の整備

③ 5-3 地域交通ネットワークが分断する事態

ア 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進 **（再掲）**

- 建築物の倒壊による道路閉塞等を防止し、救助・救急活動、物資輸送等に必要な道路機能を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・民間建築物や住宅の耐震化の促進と安全対策の推進
・建築物の耐震化・不燃化、電線類地中化等による都市防災機能の強化
・避難、救援や緊急輸送を支える道路、歩行空間、水辺等の安全確保

イ 道路基盤やオープンスペースの整備 **（再掲）**

- 災害時の救助・救急活動や避難、物資輸送等に必要な道路機能を確保するため、都市計画道路の整備、橋りょうの耐震化、無電柱化、細街路の拡幅整備、道路下空洞調査等を進めます。
- 防災活動拠点や避難場所等として活用できる公園等のオープンスペースの確保や、延焼防止に資する道路の緑化等を進めます。
- 災害時に迅速な道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定等に基づく連携体制を確保します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）

・細街路拡幅整備、区道の無電柱化、道路施設・橋りょうの適切な維持管理などの防災性の向上

・避難、救援や緊急輸送を支える道路、歩行空間、水辺等の安全確保

（6）事前に備えるべき目標６：迅速かつ強靭な復興に向けた条件整備

①　6-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア　災害廃棄物等処理体制の確保　　**（再掲）**

- 大規模災害時に発生する災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理できるよう、災害廃棄物処理に関する方針等に基づき、必要な処理体制を確保します。
- 東京都、他自治体、関係事業者等との連携を強化し、災害時の収集・運搬及び処理を円滑に行う体制の実効性を高めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理や避難生活における衛生環境の確保

②　6-2　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア　道路基盤やオープンスペースの整備　　**（再掲）**

- 災害時の救助・救急活動や避難、物資輸送等に必要な道路機能を確保するため、都市計画道路の整備、橋りょうの耐震化、無電柱化、細街路の拡幅整備、道路下空洞調査等を進めます。
- 防災活動拠点や避難場所等として活用できる公園等のオープンスペースの確保や、延焼防止に資する道路の緑化等を進めます。
- 災害時に迅速な道路啓開を実施できるよう、関係事業者との協定等に基づく連携体制を確保します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・細街路拡幅整備、区道の無電柱化、道路施設・橋りょうの適切な維持管理などの防災性の向上
・避難、救援や緊急輸送を支える道路、歩行空間、水辺等の安全確保

イ　受援体制の充実　　**（再掲）**

- 大規模災害時に国、東京都、他自治体、関係機関等からの支援を円滑に受け入れられるよう、受援計画等に基づき、受援体制の実効性を高めます。
- 応援職員や専門人材等の受入れ、活動拠点の確保等について、平時から関係機関との連携を強化します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・平時からの協定締結団体等との実効性のある連携体制の構築
・警察や消防、東京都、自衛隊等の関係機関との協働体制の確保
・応急対策における関係機関間の役割分担の整理と共有

③　6-3　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア　地域の災害対応力の向上　　**（再掲）**

- 区民一人ひとりの防災意識や災害対応力の向上を図るため、講習会や防災訓練等を実施します。
- 防災住民組織、地域防災協議会等の活動を支援するとともに、地域防災を担う人材の育成を進めます。
- 町会・自治会、マンション、事業者等の多様な主体が連携し、初期消火、救出・救護、安否確認等を行える共助の体制づくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・共同住宅等の防災組織の結成と運営支援
・地域の防災組織の活動支援
・消防団の活動支援

イ　地域における防犯力の向上　　**（再掲）**

- 犯罪発生情報等の提供を通じて、区民の生活安全意識の向上を図ります。
- 区、区民、警察その他関係機関が連携し、災害時も含め地域の安全を確保できる体制づくりを進めます。
- 防犯活動団体等への支援、防犯カメラの設置・管理運用、青色防犯パトロール等により、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・地域住民や事業者、関係機関等による有機的な連携体制の構築
・防犯における自己の役割の認識や自助・共助の機運の向上
・防犯設備の支援等による個人と地域の防犯対策の促進
・青色防犯パトロールや客引き対策、環境浄化等による安心感向上

ウ　地域コミュニティの維持・活性化

- 町会・自治会等の地域コミュニティの活動を支援し、平時から顔の見える関係づくりを進めます。
- 高層マンションが多い港区の地域特性を踏まえ、マンション内及び周辺地域とのコミュニティ形成を促進します。
- 多様な世代や主体の地域活動への参加を促進し、災害時の助け合いや復旧・復興につながる地域のつながりを強化します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・町会・自治会を核とした地域コミュニティの形成

・誰もが地域活動に参加しやすい環境づくり
・地域コミュニティの担い手確保・育成の支援
・多様な主体が相互に交流・連携できる環境の整備

④　6-4　浸水の長期化や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

ア　雨水浸透機能の維持・確保　　**（再掲）**

・　気候変動に伴う豪雨の激甚化･頻発化等を踏まえ、道路の透水性舗装を進めるとともに、公共施設や大規模建築物への雨水浸透施設の設置を促進し、雨水流出の抑制及び都市型水害の軽減を図ります。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・浸水対策や排水機能等の強化による風水害対策の推進
・雨水の貯留や浸透機能の向上による都市型水害の発生防止と止水板設置などの浸水対策の推進

イ　下水道施設等の機能確保　　**（再掲）**

・　災害時においても下水道等の機能が確保されるよう、下水道施設の整備・更新や河川改修など、水害の防止及び早期復旧に必要な事業について、東京都等の関係機関に要請します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・浸水対策や排水機能等の強化による風水害対策の推進

ウ　主要施設における浸水対策の推進　　**（再掲）**

・　災害時においても基幹的な機能を維持できるよう、区役所をはじめとする主要な区有施設について、必要な浸水対策を進めます。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・浸水対策や排水機能等の強化による風水害対策の推進
・安全性維持のための区有施設の計画的な点検と改修の推進

エ　液状化対策の推進

・　最新の液状化予測等を踏まえた液状化リスクに関する情報を区民・事業者等に提供します。
・　建築物等における液状化による被害を軽減するため、建築時等の機会を捉え、必要な対策に関する情報提供や指導を行います。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・自然災害によって起きる被害の理解促進
・ハザードマップ等の活用による地理的なリスクの周知啓発

⑤　6-5　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

ア　文化財等の防災対策の推進

- 文化財の所有者又は管理者に対し、防災設備等の整備や適切な管理について必要な指導・助言を行い、地震、火災、風水害等による文化財の被害防止・軽減を図ります。
- 被災した文化財等の保全・復旧につなげられるよう、関係機関等との連携を図ります。

⑥　6-6　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

ア　土地利用の適正化　　**（再掲）**

- 市街地再開発事業の実施を支援し、老朽建築物の更新、建物敷地の統合、都市基盤の整備を一体的に進めることで、市街地の防災性及び住環境の向上を図ります。
- 低未利用地の集約や街区の再編等により、公共施設の整備拡充や防災機能の向上が図られる場合は、必要に応じて土地区画整理事業の活用を指導・誘導します。

（ＭＩＮＡＴＯビジョン上の関連する取組）
・街区再編と都市基盤整備による防災性の高いまちづくりの推進
・地域特性と災害リスクを踏まえた土地利用や市街地整備における連携

イ　事前復興まちづくりの推進

- 大規模災害後に速やかに復興へ移行できるよう、復興体制や復興手順等について平時から検討し、事前復興の取組を進めます。
- 応急仮設住宅、仮店舗、仮事業所等に必要な用地の確保について、平時から検討し、関係機関等との調整を進めます。

ウ　早期の住宅再建・生活再建の支援

- 被災者の住宅再建・生活再建を早期に進めるため、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付等を円滑に実施できる体制を確保します。
- 被災者生活再建支援システム等を活用した研修・訓練を実施し、発災時の支援体制の実効性を高めます。

エ　復旧・復興に向けた財政的備え

- 大規模災害後の区民生活の再建、産業及びまちの復旧・復興を迅速に進めるため、必要

な財政的備えを確保します。

・ 国及び東京都の財政支援等も活用しながら、復旧・復興に必要な財源を適切に確保します。

オ　土地境界の明確化

・ 災害後の復旧・復興事業を円滑に進められるよう、土地の実態や境界を明確にする地籍調査事業を推進します。

2　施策分野との関係

ここではＭＩＮＡＴＯビジョンの政策とリスクシナリオの関係性について整理しています。

政策分野	施策	1-1 住宅・建築物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生	1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	1-3 広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-5 大規模な土砂災害やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	2-2 自衛隊、警察、消防等の救助・救急活動等の絶対的不足	2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	2-4 医療施設及び関係者の不足による医療機能の麻痺	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-6 避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生	3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	4-1 施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	4-2 有害物質の大規模拡散・流出	4-3 風評被害等による経済等への甚大な影響	5-1 情報通信機能の麻痺・長期停止	5-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	5-3 地域交通ネットワークが分断する事態	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6-4 浸水の長期化や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	6-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
1 子ども・子育て	1　子ども・若者一人ひとりの成長を支える						●						●														
	2　安心して子どもを生み育てられる環境をつくる												●														
	3　子ども・若者や子育て家庭を地域で支える												●														
2 福祉・保健	1　お互いが支え合い、自分らしく暮らせるまちをつくる						●		●				●												●		
	2　地域の絆で誰もが自分らしく暮らせるまちを支える						●						●														
	3　健やかで心豊かな生活を支援する										●	●	●														
	4　健やかな生活の実現を経済的に支援する																										
	5　その人らしい暮らしを地域と寄り添い、支える						●		●		●		●												●		
3 街づくり	1　良好な居住環境と国際ビジネス拠点が両立したまちを形成する	●	●																								●
	2　誰もが安心して健やかに住み続けられる良質な居住環境を形成する	●											●														●
	3　多様な交通手段を支える、利用しやすい快適な交通ネットワークを形成する	●	●					●													●		●				
	4　緑と水に育まれた、人と自然が共生する魅力ある都市空間を形成する		●	●	●																●				●		
	5　誇りと愛着に満ちた個性が光る街並みを形成する																									●	
4 環境・リサイクル	1　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める				●	●					●								●						●		
	2　未来につなぐ循環型の都市をつくる																					●					
	3　良好で快適に暮らせる生活環境をつくる																●					●					
	4　自然と生きものにやさしい都市環境をつくる																									●	
	5　環境に対する意識を高め行動を広げる																										
5 防災・危機管理	1　備えを日常に定着させる	●	●	●	●	●	●	●					●													●	
	2　支え合いの力を広げる		●				●	●	●	●			●												●		
	3　災害や危機に対応できる体制を整える						●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●				●	●		●	●
	4　「守り、守られる」犯罪に強いまちをつくる													●											●		
	5　安全を支える基盤を強化する	●	●	●	●	●					●				●				●	●	●					●	
6 産業・地域振興	1　誰もが参加・活躍できる共生都市をつくる		●				●		●				●	●											●		
	2　文化的背景を尊重し合う地域社会を実現する						●			●			●							●							
	3　多様な人と文化が共生する「文化のみなと」を育む																									●	
	4　中小企業の実情に応じた経営支援を推進する															●											●
	5　にぎわいあふれる商店街の持続的な発展を支援する															●											●
	6　港区の魅力を生かした持続可能な都市観光を推進する									●								●									
7 教育	1　他者を思いやり、自ら学び考え行動し、心豊かに生きる力を育む教育を推進する						●						●														
	2　誰もが学び、つながり、その成果を生かし合う生涯学習を推進する						●																		●		
	3　誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみスポーツで元気になる環境づくりを推進する																										
	4　豊かな学びを支える図書館サービスを推進する																										
	5　一人ひとりが自分に合った学びを選び、安心して学び続けられる環境をつくる												●														
8 人権・多様性	1　平和を尊重する想いを、未来を担う次世代へつなげる																										
	2　人権が尊重され、性別等にかかわらず全ての人が参画できる社会を実現する																										
9 行政経営	1　社会変化への迅速な対応と政策形成を推進する																										
	2　持続可能な財政運営と公共施設管理を推進する														●												●
	3　行政ＤＸと開かれた信頼される区政を推進する						●								●				●	●							
	4　全国各地域・企業等とともに、地域課題の解決と新たな価値創出を推進する							●	●		●				●	●			●						●		●
	5　人材確保・育成と働きやすい職場環境を推進する														●												

3 【参考】国の補助事業等との関係について

国は、地域における国土強靭化の取組を一層推進するため、地域計画に基づく取組に対する交付金・補助金の重点化等を行っています。

本計画に関連する交付金・補助金については、国が公表する「地方公共団体が取り組む国土強靭化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金メニューリスト」を参考に別表として整理し、今後、国の制度の見直し等に応じて適宜更新します。

【別表　関連する交付金・補助金名称】

	強靭化に向けた取組・リスクシナリオごとの取組	関連する交付金・補助金名称
事前に備えるべき目標１：直接死を最大限防ぐ		
1-1　住宅・建築物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生		
ア	住宅・建築物の耐震化及び安全対策の推進	防災・安全交付金
イ	土地利用の適正化	防災・安全交付金
ウ	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進	防災・安全交付金
エ	道路基盤やオープンスペースの整備	防災・安全交付金
オ	公共建築物の耐震性能の維持	学校施設環境改善交付金
1-2　住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生		
ア	土地利用の適正化	防災・安全交付金
イ	火災の発生予防	防災・安全交付金
ウ	道路基盤やオープンスペースの整備	防災・安全交付金
エ	地域の災害対応力の向上	消防防災施設整備費補助金
1-3　広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生		
ア	防潮施設の機能維持	
イ	津波避難体制の充実	
1-4　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		
ア	雨水浸透機能の維持・確保	
イ	下水道施設等の機能確保	
ウ	主要施設における浸水対策の推進	
1-5　大規模な土砂災害やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態		
ア	土砂災害対策の充実・強化	
1-6　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
ア	災害情報の収集・発信体制の充実	防災・安全交付金
イ	避難体制の充実	
ウ	地域の災害対応力の向上	消防防災施設整備費補助金
事前に備えるべき目標２：救助・救急、医療活動等の確保と関連死の防止		
2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
ア	備蓄物資の充実・確保	消防防災施設整備費補助金
イ	物資供給に係る関係事業者等との連携強化	
ウ	災害時の物資輸送体制の確保	
エ	在宅避難・マンション防災の推進	
2-2　自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
ア	地域の災害対応力の向上	消防防災施設整備費補助金
イ	受援体制の充実	
2-3　想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足		
ア	総合的な帰宅困難者対策の推進	
2-4　医療施設及び関係者の不足による医療機能の麻痺		
ア	受援体制の充実	
イ	災害時保健・医療体制の充実	
ウ	災害時における電源等の確保	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び地域脱炭素推進事業費補助金
2-5　被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
ア	災害時保健・医療体制の充実	
イ	避難所における衛生環境の確保	学校施設環境改善交付金
ウ	災害廃棄物等処理体制の確保	循環型社会形成推進交付金／廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）
2-6　避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生		
ア	住宅・建築物の耐震化及び安全対策の推進	防災・安全交付金
イ	避難体制の充実	
ウ	地域の災害対応力の向上	消防防災施設整備費補助金

	強靱化に向けた取組・リスクシナリオごとの取組	関連する交付金・補助金名称
エ	備蓄物資の充実・確保	消防防災施設整備費補助金
オ	災害時保健・医療体制の充実	
カ	避難所における衛生環境の確保	学校施設環境改善交付金
キ	災害廃棄物等処理体制の確保	循環型社会形成推進交付金／廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）
ク	避難所の生活環境の確保・向上	学校施設環境改善交付金／防災・安全交付金 等
ケ	在宅避難・マンション防災の推進	
事前に備えるべき目標３：必要不可欠な行政機能の確保		
3-1　被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化		
ア	地域における防犯力の向上	
3-2　行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
ア	公共建築物の耐震性能の維持	学校施設環境改善交付金
イ	主要施設における浸水対策の推進	
ウ	業務継続体制の確保	
エ	災害情報の収集・発信体制の充実	防災・安全交付金
オ	受援体制の充実	
カ	災害時における電源等の確保	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び地域脱炭素推進事業費補助金
事前に備えるべき目標４：経済活動の機能維持		
4-1　施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		
ア	事業所の業務継続体制の確保	
4-2　有害物質の大規模拡散・流出		
ア	有害物質の適正管理の推進	
イ	建築物解体工事等におけるアスベスト飛散防止の推進	
4-3　風評被害等による経済等への甚大な影響		
ア	災害情報の収集・発信体制の充実	防災・安全交付金
事前に備えるべき目標５：情報通信・ライフライン・交通ネットワーク等の確保と早期復旧		
5-1　情報通信機能の麻痺・長期停止		
ア	災害情報の収集・発信体制の充実	防災・安全交付金
イ	情報通信機能の早期復旧に向けた連携	
ウ	災害時における電源等の確保	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び地域脱炭素推進事業費補助金
5-2　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
ア	災害情報の収集・発信体制の充実	防災・安全交付金
5-3　地域交通ネットワークが分断する事態		
ア	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進	防災・安全交付金
イ	道路基盤やオープンスペースの整備	防災・安全交付金
事前に備えるべき目標６：迅速かつ強靱な復興に向けた条件整備		
6-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア	災害廃棄物等処理体制の確保	循環型社会形成推進交付金／廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）
6-2　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア	道路基盤やオープンスペースの整備	防災・安全交付金
イ	受援体制の充実	
6-3　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア	地域の災害対応力の向上	消防防災施設整備費補助金
イ	地域における防犯力の向上	
ウ	地域コミュニティの維持・活性化	
6-4　浸水の長期化や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
ア	雨水浸透機能の維持・確保	
イ	下水道施設等の機能確保	
ウ	主要施設における浸水対策の推進	
エ	液状化対策の推進	防災・安全交付金
6-5　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
ア	文化財等の防災対策の推進	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
6-6　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
ア	土地利用の適正化	防災・安全交付金
イ	事前復興まちづくりの推進	防災・安全交付金
ウ	早期の住宅再建・生活再建の支援	
エ	復旧・復興に向けた財政的備え	
オ	土地境界の明確化	地籍整備推進調査費補助金／地籍調査費負担金／防災・安全交付金／社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助

参考資料

1　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

平成二十五年法律第九十五号
改正　平成二十七年九月十一日法律第六十六号
改正　令和二年十二月九日法律第七十三号
改正　令和三年五月十九日法律第三十六号
改正　令和五年六月十六日法律第五十九号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　基本方針等（第八条・第九条）
第三章　国土強靱化基本計画等（第十条―第十四条）
第四章　国土強靱化推進本部（第十五条―第二十五条）
第五章　雑則（第二十六条―第二十八条）
附則

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。また、近年、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害等が各地で頻発している。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もっとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及

び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的

に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者及び国民の責務）

第五条　事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第七条　政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本方針等

（基本方針）

第八条　国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一　迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

二　行政、情報通信、交通その他の国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

三　地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四　地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、地域の活力の向上が図られ、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

五　予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

六　事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

七　現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の

需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

（施策の策定及び実施の方針）

第九条　国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一　既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。

二　施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

三　地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四　民間の資金の積極的な活用を図ること。

五　国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

六　人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

七　科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

第三章　国土強靱化基本計画等

（国土強靱化基本計画）

第十条　政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

２　国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野

二　国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三　前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

５　政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

６　第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

（国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係）

第十一条　国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

（国土強靱化実施中期計画）

第十一条の二　政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとする。

２　国土強靱化実施中期計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間
二　計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標
三　国土強靱化に関し実施すべき施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、前号に掲げる施策のうちその推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模
四　前三号に掲げるもののほか、国土強靱化実施中期計画の実施に関し必要な事項

３　第十条第三項から第六項までの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用する。

（国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の実施に関する勧告）

第十二条　内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

（国土強靱化地域計画）

第十三条　都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条　国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四章　国土強靱化推進本部

（設置）

第十五条　国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第十六条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
二　関係行政機関が国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
三　前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

２　本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

３　前項の規定は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用する。

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第十七条　本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評

価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

２　本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

３　脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

４　脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

５　脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

６　本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。

７　前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

（組織）

第十八条　本部は、国土強靱化推進本部長、国土強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員をもって組織する。

（国土強靱化推進本部長）

第十九条　本部の長は、国土強靱化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（国土強靱化推進副本部長）

第二十条　本部に、国土強靱化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

２　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（国土強靱化推進本部員）

第二十一条　本部に、国土強靱化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

２　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十二条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見

の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（国土強靱化推進会議）

第二十二条の二　本部に、第十六条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、国土強靱化推進会議（次条において「推進会議」という。）を置く。

第二十二条の三　推進会議は、議長及び委員二十人以内で組織する。

２　推進会議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

３　推進会議の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　推進会議の議長及び委員は、再任されることができる。

５　推進会議の議長及び委員は、非常勤とする。

（事務）

第二十三条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第二十四条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十五条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討）

第二十六条　政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（国民の理解の増進）

第二十七条　国は、広報活動等を通じて国土強靱化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（諸外国の理解の増進）

第二十八条　国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

2　関連計画等一覧

分野計画

分野	名称等（計画期間）	内容
福祉・ 保健	港区地域保健福祉計画 （令和９年度～令和 14 年度）	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉など、福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に策定しています。
街づくり	港区まちづくりマスタープラン （平成 29 年度からおおむね 20 年後）	都市計画に関する基本的な方針を示す港区の街づくり分野の最上位の計画です。港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなるものです。
環境・ リサイクル	港区環境基本計画 （令和９年度～令和 12 年度）	環境分野に関する取組の基本的な方向性を示す計画であり、「港区地球温暖化対策地域推進計画」「港区環境率先実行計画」「港区生物多様性地域戦略」「港区気候変動適応計画」「港区環境教育等行動計画」を包含しています。
防災・ 危機管理	港区地域防災計画 （計画期間なし）	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。
	港区生活安全・再犯防止推進計画 （令和９年度～令和 12 年度）	令和９年度から港区生活安全行動計画と港区再犯防止推進計画を一体の計画へと統合し、犯罪被害の防止、犯罪への加担防止、再犯防止、立ち直り支援及び地域での見守りを相互に関連付け、港区に住み、働き、学び、訪れる全ての人が安全・安心を実感できるまちの実現に向けた方針と取組を示します。
産業・ 地域振興	港区地域振興プラン （令和９年度～令和 12 年度）	地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の３分野に関する施策・取組を一体的に示し、多様な人・文化・地域資源がつながり、誰もが地域活動や交流に参加できる地域社会の実現に向けて、地域振興を総合的に推進する計画です。

分野	名称等（計画期間）	内容
	港区産業・観光振興プラン （令和９年度～令和 12 年度）	産業・観光分野の今後の方向性や取組を示す計画であり、中小企業支援、商店街振興及び観光振興における施策を体系的に掲げるとともに、分野を横断する共通課題への取組を一体的に定めています。

個別計画

分野	名称等（計画期間）	内容
街づくり	港区緑と水の総合計画 （令和３年度～令和 12 年度）	緑地の保全及び緑化の目標・施策、都市公園の整備及び管理の方針等、更には水循環系も含めた、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画です。
	港区住宅基本計画 （平成 31 年度～令和 10 年度）	住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画で、国による住生活基本計画、東京都による東京都住宅マスタープランと整合しています。
	港区総合交通計画 （令和５年度～令和 14 年度）	持続可能な交通手段を確保するための地域交通に関する新たな方針を示すとともに、地域交通、新たなモビリティＭａａＳ等の新たな取組を推進するための交通に関する総合的な計画です。
	港区無電柱化推進計画 （令和４年度～令和 13 年度）	「都市防災機能の強化」・「安全・安心で快適な歩行空間の創出」・「美しい街並み景観の形成」などを図るため、電線類地中化を優先的に取り組む地域や路線を示し、計画的に整備を進めるものです。
	港区耐震改修促進計画 （令和９年度～令和 13 年度）	首都直下地震の切迫性が指摘される中で、区民の生命と財産を保護するとともに、都市機能を有効に維持するため、区内にある建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的に定めた計画です。
	港区マンション管理適正化推進計画 （令和５年度～令和 10 年度）	マンションの適正管理と良質な住環境を形成するため、マンションの社会貢献に資する取組を評価する管理計画認定制度を創設し、老朽化対策や機能・価値の向上など管理組合を積極的に支援する施策をまとめた計画です。
	港区防災街づくり整備指針	防災性の高い都市構造の在り方や、災害に強い街

分野	名称等（計画期間）	内容
	（平成６年度～令和 15 年度）	づくりの実現に向けた目標、方針等の基本的な方向性を示した指針です。建築物の新築時等、防災性を向上させるための手引きです。
環境・ リサイクル	港区一般廃棄物処理基本計画 （令和３年度～令和 14 年度）	区における一般廃棄物処理に係る長期的・総合的視点に立った基本方針を明確にする計画です。
	港区災害廃棄物処理基本方針 （計画期間なし）	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省）において、地方公共団体が策定するものとする災害廃棄物処理計画です。
防災・ 危機管理	港区業務継続計画【震災・風水害編】 （計画期間なし）	港区防災対策基本条例第 19 条第１項に基づく区における震災及び風水害対策についての業務継続計画です。
	港区災害時受援・応援計画 （計画期間なし）	大規模災害が発生した際に、他自治体等からの人的・物的資源を円滑に受け入れるとともに、被災自治体への人的・物的資源の提供を効率的に実施するための基本的な考え方や体制、手順等を定めた計画です。
行政経営	港区公共施設マネジメント計画 （令和９年度～令和 20 年度）	公共施設の整備・活用・維持管理の方法など、これからの公共施設のあり方に関する基本的な考え方を示し、今後の全庁横断的な取組を総合的に推進することを目的とした計画です。

3　ＳＤＧｓと強靭化に向けた取組の関係

本計画に位置付ける取組を着実に推進することで、ＳＤＧｓの達成にも貢献していきます。本計画と関連するＳＤＧｓの目標を一覧で掲載します。

ＳＤＧｓ	関連するリスクシナリオ
	２－２　自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 ２－４　医療施設及び関係者の不足による医療機能の麻痺 ２－５　被災地における疫病・感染症等の大規模発生 ２－６　避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生
	２－１　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 ２－３　想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足 ２－６　避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生
	４－１　施設の損壊・火災やサプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 ５－１　情報通信機能の麻痺・長期停止 ５－３　地域交通ネットワークが分断する事態 ６－２　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	１－１　住宅・建築物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 １－２　住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生 １－３　広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生 １－４　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 １－５　大規模な土砂災害やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態 １－６　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 ２－６　避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生 ５－３　地域交通ネットワークが分断する事態 ６－１　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ６－２　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ６－３　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ６－４　浸水の長期化や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ６－５　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 ６－６　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	１－３　広域にわたる津波等の発生による多数の死者の発生 １－４　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 １－５　大規模な土砂災害やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態 ６－４　浸水の長期化や液状化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	１－６　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 ２－２　自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 ２－６　避難生活環境の悪化や、停電、断水及びエレベーターの停止等に伴う在宅避難生活の継続困難による健康被害・災害関連死の発生 ６－２　道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ６－３　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

区　の　木



ハナミズキ

区　の　花



アジサイ



バラ

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　区

港区では世界の恒久平和と核兵器の廃絶を広く訴えるため、
昭和６０年８月１５日に「港区平和都市宣言」を行いました。

発行番号 ●●-●

港区地域強靭化計画（素案）

令和８（2026）年 10 月

編集・発行　港区防災危機管理室防災課
東京都港区芝公園一丁目５番 25 号
電話（3578）2111　代表